

最高裁が画策した 「小沢検審架空議決」

審査員は存在しなかった、審査会議は開かれなかった

『最高裁の罖』著者 志岐武彦

2013年6月23日加筆修正

目次

1. 検察審査会制度について(検察審査会Q&A)
2. 最高裁と検察審査会の関係
3. 小沢検審起訴議決の経緯とその影響
4. 議決当初からあった「架空議決」疑惑
5. 市民の調査活動とその結論
6. 「審査員は存在しない」「架空議決」と結論付けた8つの理由
7. 最高裁は如何に「架空議決」をしたか、国民を騙したか
 - 1)最高裁の事前準備
 - 2)検審事務局のアリバイ作り
 - 3)「架空議決日」を9月14日に急遽早めた
 - 4)「捏造報告書誘導説」を流布し、「審査員がいた」と思わせた

1. 検察審査会制度

検察審査会 Q&A

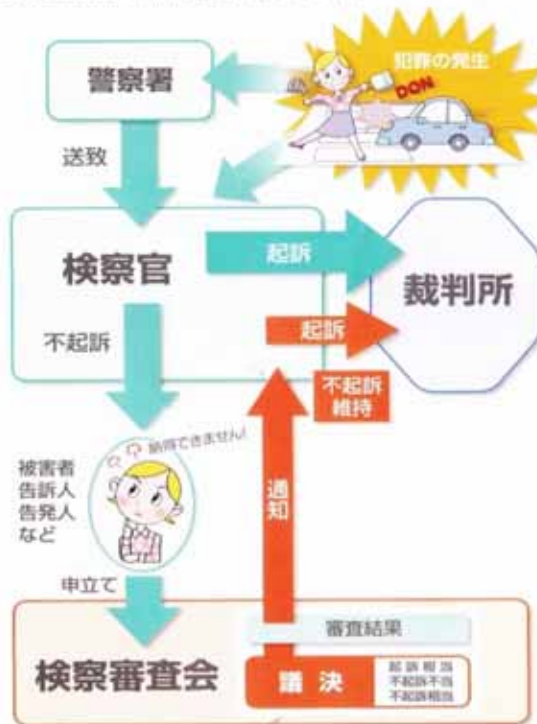
～不起訴には11人の審査の目～

最高裁判所

検察審査会制度とは？

検察審査会制度は、検察官が事件を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）のよしあしを、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が審査する制度です。

昭和23年に制度が始まってから、これまでに55万人以上の方が検察審査員・補充員に選ばれています。



申立ては誰でもできるの？

審査の申立ては誰でもできるわけではなく、その犯罪の被害者や告訴・告発をした人などに限られています。
なお、申立てや相談には、費用はかかりません。

検察審査員・補充員は どのようにして選ばれるの？

次の手順によって選ばれます。

- 1 各市町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿に登録された方の中から年1回割り当てられた人数について、検察審査員候補者となる方々を「くじ」で選びます。
- 2 1で選ばれた方々の名簿から、各検察審査会事務局において任期(群)ごとの検察審査員候補者名簿を作成し、名簿に記載された方々にその旨の通知をします。
- 3 名簿に記載された方には、任期開始の約1か月前までに質問票を送付し、その回答などに基づいて資格審査を行い、一定の職業(司法関係者、法律の専門家等)に就いている人などを候補者から除いた上で、「くじ」で検察審査員・補充員を選びます。検察審査員・補充員に選ばれた方には、検察審査会事務局からその旨お知らせいたします。

検察審査員・補充員の選定



市町村選挙管理委員会

検察審査会事務局

(必要に応じて)補充員の追加選定

検察審査員・補充員の任期は？

検察審査員・補充員の任期は、次の図のとおりです。任期は6か月で、3か月ごとに半数が入れ替わります。審査の経験を積んだ検察審査員等の約半数の人が残ることにより、円滑に審査を進められるようになっています。

群	（任期は6か月）											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第1群 〔12月選定〕 〔各5人〕		2/1					7/31					
第2群 〔3月選定〕 〔各6人〕					5/1					10/31		
第3群 〔6月選定〕 〔各5人〕	1/31							8/1				
第4群 〔9月選定〕 〔各6人〕			4/30									11/1

検察審査員・補充員を辞退できる？

広く国民の皆さんに参加していただく制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は申出をして、その事情が認められれば辞退することができます。仕事が忙しい等の理由だけでは辞退は認められません。

- ① 年齢が70歳以上の人
- ② 国会又は地方公共団体の議会の議員(会期中に限る。)
- ③ 公務員や教員
- ④ 学生や生徒
- ⑤ 一定期間内に検察審査員・補充員、裁判員・補充裁判員を務めたり、裁判員候補者として裁判所に行ったことがある人(ただし、辞退が認められた人は除く。)
- ⑥ 重い病気、海外旅行、その他やむを得ない事由があって、検察審査会から辞退の承認を受けた人

旅費・日当の支給は？

検察審査員・補充員が検察審査会議に出席した場合には、政令に基づき、旅費・日当等が支払われます(口座振込)。

守秘義務って何？

検察審査員・補充員には、守秘義務(秘密を守る義務)があります。検察審査会議は非公開で行われ、検察審査員・補充員が会議の様態などを外部に漏らすと法律により処罰される場合があります。

守秘義務は、会議で検察審査員が自由に発言できるように、また、捜査の秘密や関係者のプライバシーを守るために必要とされています。

検察審査員・補充員を経験した感想などを話すことは差し支えありません。

補充員の役割は？

検察審査会は、11人の検察審査員によって構成されますが、1人でも検察審査員が欠けると、会議を開き議決することができないことになっています。そこで、検察審査員が病気等で会議に出席できなくなったり、やむを得ず辞任した場合などに、その人に代わって検察審査員の仕事をさせていただきます。



法律知識がなくても 検察審査員の仕事はできる？

検察審査員の仕事は、検察官のした不起訴処分が国民の常識に合致しているか否かを判断することですから、法律的な専門知識は不要です。

審査に必要な場合には、法律上の問題点などについて弁護士(審査補助員)の助言を求めることができます。

事件審査の手順は？

審査の開始

被害者などからの申立てによる場合と、検察審査会が自ら知り得た資料(たとえば新聞記事など)をきっかけに顕微で事件を開始する場合の二つがあります。

審査会議

審査は、通常、検察庁から取り寄せた事件の捜査記録などの書面を調べることにより行いますが、検察審査会が必要と認める場合は、検察官の意見聴取、申立人や証人の尋問、実地見分、公署所などへの照会、審査補助員(弁護士)の委嘱などを行うこともできます。

議決の種類

審査を終えると、通常、次の三つのうち、いずれかの議決をします。(1)については8人以上、(2)及び(3)については6人以上の多数が必要です。

① 起訴相当の議決

「検察官の不起訴処分は間違っている。起訴して裁判にかけろべきだ。」という判断をした場合の議決です。

② 不起訴不当の議決

「検察官の不起訴処分は納得できない。もっと詳しく捜査した上で起訴・不起訴の処分をすべきだ。」という判断をした場合の議決です。

③ 不起訴相当の議決

「検察官の不起訴処分は相当である。」という判断をした場合の議決です。

結果の通知等

議決をしたときは、その結果を不起訴処分をした検察官が所属する地方検察庁の検事正や申立人などに通知します。また、検察審査会の掲示場にもその要旨を7日間掲示します。

第二段階の審査

起訴相当の議決に対し、検察官が改めて不起訴処分をした場合や定められた期間内に処分をしない場合、検察審査会は再度の審査(第二段階の審査)をします。

その結果、起訴すべきであるとの議決(起訴議決)をすると、その議決は強制力を持ち、裁判所が指定した弁護士が検察官に代わって公訴を提起(起訴)することになります。

このように、起訴議決には法的拘束力がありますので、第二段階の審査を行う場合には、より慎重かつ適正な判断がなされるよう、必ず審査補助員を委嘱することとされています。また、起訴議決をするときは、あらかじめ検察官の意見を聴かなければなりません。

検察審査会の流れ



裁判員制度とはどこが違うの？

検察審査会制度と裁判員制度の主な違いは、次の表のとおりです。

	検察審査会制度	裁判員制度
職務	主に検察官の不起訴処分の当否について審査する。	一定の重大な犯罪について刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める。
人数	一審査会につき、11人(その他同数の補充員もいる)。	一事件につき、原則6人(その他補充裁判員もいる)。
任期	6か月。ただし、審査会議は月に1～2回(全国平均)。	参加する対象事件の公開開地から判決まで、多くの場合3日から5日。
公開・非公開	会議はすべて非公開。	裁判は公開、評議は非公開。

検察審査会はどこにあるの？

検察審査会は、全国に165か所設置されており、全国の地方裁判所と主な地方裁判所支部の中にあります。

詳しい情報をお知りになりたい方は、検察審査会のホームページ(<http://www.courts.go.jp/kensin/>)をご覧ください。ただ、検察審査会事務局までお問い合わせください。

視覚、聴覚、言語などに障がいのある方や介護が必要な方が検察審査員・補充員に選ばれた場合、検察審査会に参加しやすいよう準備をしますので、検察審査会事務局までお問い合わせください。

検察審査員・補充員の任期は？

検察審査員・補充員の任期は以下の通り。

任期は6か月で、3か月ごとに半数が入れ替わる。

群 \ 月	(任期は6か月)												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
第1群 [12月選定] (各5人)		2/1					7/31						
第2群 [3月選定] (各6人)					5/1					10/31			
第3群 [6月選定] (各5人)	1/31							8/1					
第4群 [9月選定] (各6人)			4/30								11/1		

検察審査員・補充員の選定

1. 各市町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿の中から年1回割り当てられた人数について、検察審査員候補者となる人達を「くじ」で選ぶ。
2. 1. で選ばれた人達の名簿から、各検察審査会事務局において任期（群）ごとの検察審査員候補者名簿を作成し、名簿に記載された人達にその旨の通知をする。
3. 名簿に記載された人には、任期開始の約1カ月前までに質問票を送付し、その回答などに基づいて資格審査を行い、一定の職業に就いている人などを候補者から除いたうえで、「くじ」で検察審査員・補充員を選ぶ。
4. 検察審査員・補充員に選ばれた人達には、検察審査会事務局からその旨を知らせる。



市町村選挙管理委員会

検察審査会事務局

検察審査会の手順、流れ

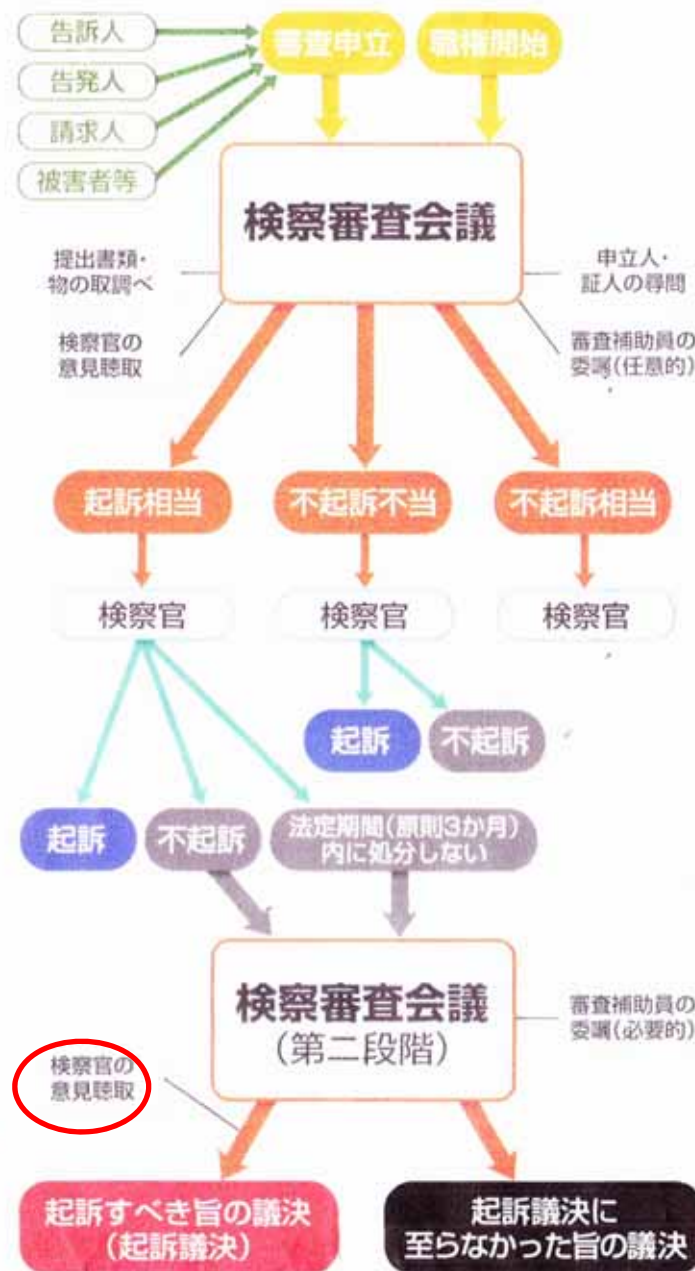
1. 審査の開始
2. 審査会議
3. 議決の種類

- ① 「**起訴相当**」(8人以上の多数)
「検察官の不起訴処分は間違っている。起訴して裁判にかけろべき」という判断。
- ② 「**不起訴不当**」(6人以上の多数)
「検察の不起訴処分に納得できない。もっと詳しく捜査した上で起訴・不起訴の処分をすべき」の判断。
- ③ 「**不起訴相当**」(6人以上の多数)
「検察の不起訴処分は相当である」という判断。

4. 結果の通知
5. 第二段階の審査

起訴相当の議決に対し、検察官が改めて不起訴処分をした場合、検察審査会は再度の審査(第二段階の審査)をする。

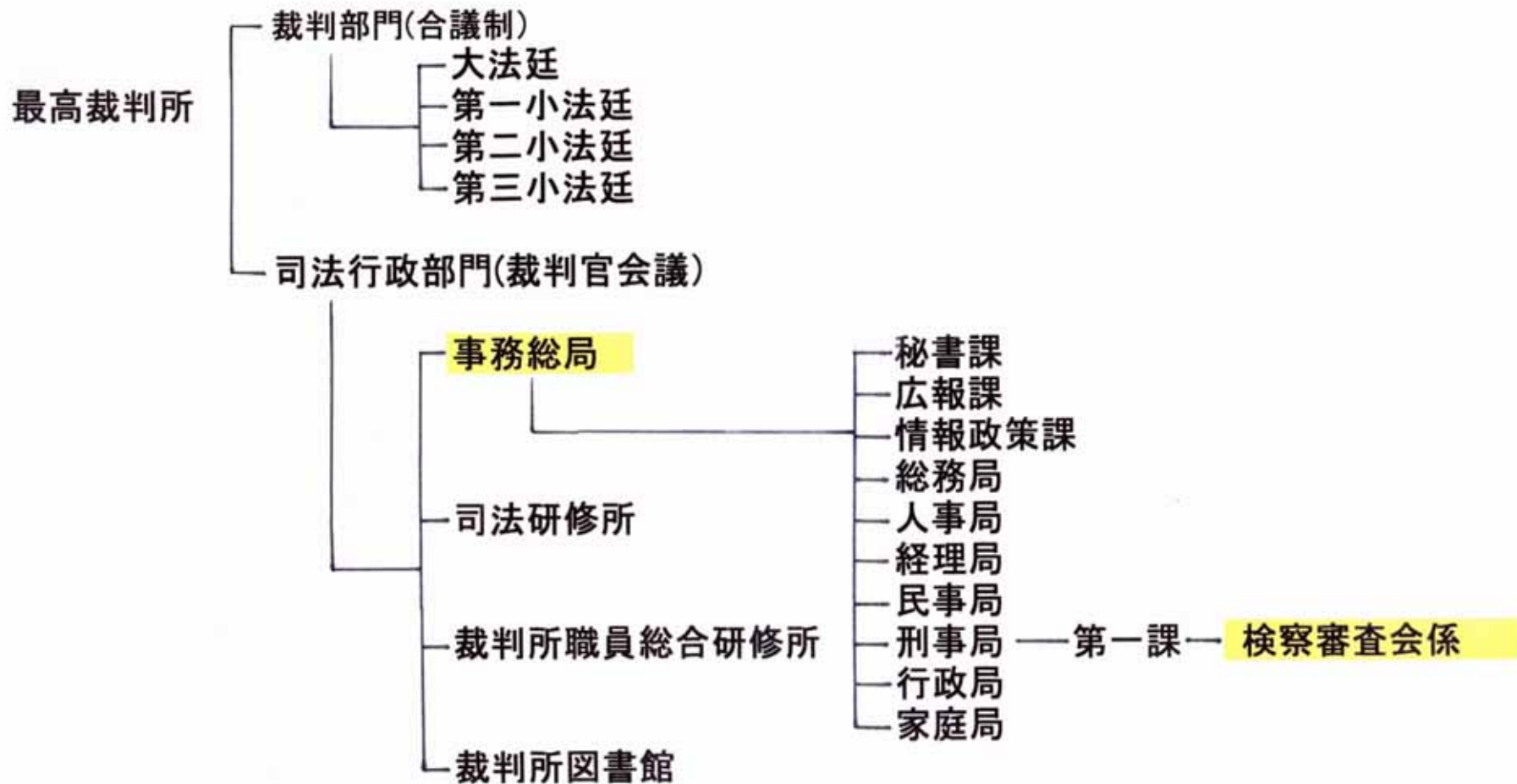
その結果、起訴すべきであるとの議決(起訴議決)をすると、その議決は強制力を持ち、裁判所が指定した弁護士が検察官に代わって公訴(起訴)することになる。



2. 最高裁と検察審査会との関係

検察審査会は最高裁の下部組織

検察審査会は最高裁の起訴権行使ツール



最高裁事務総局が検察審査会を管轄

1. 検察審査会の規則・規定の作成(刑事局)
2. 検察審査会制度に関する法律・政令の制定に関する法務省との交渉・調整
3. 検察審査会事務局職員の人事(人事局)
事務職員(裁判所事務官)の任命、異動、報酬の決定等
4. 検察審査会の予算管理
5. 検察審査会の経理事務 (所在地の地方裁判所)
6. 検察審査会が使うツール(審査員くじ引きソフト等)作成(経理局)
7. 検察審査会事務局への指示・通達(刑事局)
8. 検察審査会関係の広報(広報課)
9. 元検察審査員15000人を組織化(全国検察審査協会連合会)

※全国165の検察審査会事務局の所在地は各地の地方裁判所
検察審査会事務局はルーティン業務しか行わない
審査員の選定、審査員の召集、審査会議開催、議決結果報告等

3. 小沢検審起訴議決の経緯とその影響

- ① 10年2月、東京地検特捜部は政治資金規正法違反で告発された小沢氏を嫌疑不十分で不起訴。
- ② 10年2月、市民団体がこの「不起訴」決定に対して東京第五検察審査会に不服を申し立て。
- ③ 4月27日、第1段階の審査で、11人の審査員が全員「起訴相当」議決。
- ④ 9月14日、第2段階の審査で、「起訴相当」議決。
- ⑤ 11年1月、指定弁護士により小沢氏強制起訴。
- ⑥ 12年4月、東京地裁無罪判決。
- ⑦ 12年5月、指定弁護士が高裁に上告。
- ⑧ 12年11月12日 高裁で無罪判決。

この間、小沢氏は政治活動を大きく制約された。

「刑事被告人」を理由に小沢氏を排除した民主党は総選挙で惨敗。

小沢氏も少数野党の党首に転落。

“検審強制起訴議決は日本の政治を大きく変えた”大事件

4. 議決当初からあった「架空議決」疑惑

疑惑1: 迅速すぎる議決

9月8日、主要6紙が「小沢事件の2回目審査が本格化した。10月下旬に議決が出る公算」と報道。(朝日新聞9月8日記事参照)

その6日後の小沢氏が出馬した代表選の日(9月14日)の投票30分前に「起訴相当」議決。

議決の発表は、20日も経った10月4日。

→審査会議が開かれていたら、急きよの議決はできない

疑惑2: 怪しい審査員平均年齢発表

検審事務局は2回目の議決を行った審査員平均年齢を30.9歳と発表したが、「若すぎる」と指摘され、37歳の人を足し忘れたとして33.91歳と修正。「37歳の足し忘れだと33.91歳にならない」と指摘され、34.55歳と再修正。1回目議決の平均年齢も34.55歳と修正。

→本当の審査員がいたら、3度の言い直しはない

→1回目と2回目が34.55歳になる確率は100万回に1回しかない。恣意的に(画面上の)審査員を決めたからに他ならない。

読売、毎日、日経、産経、東京新聞も同じ内容の記事掲載

朝日新聞朝刊

9月8日付主要6紙一斉報道

議決日(9月14日)6日前の記事

小沢氏起訴
来月までに結論濃厚
審査会、弁護士を選任

小沢一郎・前民主党幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地取引事件で、東京第五検察審査会の審査を補助する弁護士が選ばれたことが分かった。2004年、05年分の政治資金収支報告書をめぐる政治資金規正法違反(虚偽記載)容疑について、小沢氏を強制的に起訴するかどうかの審査が本格化するとみられ、10月末までに結論が出る公算が大きい。

小沢氏を不起訴(嫌疑不十分)とした東京地検特捜部の処分に対し、同審査会は4月に「起訴相当」の議決を出した。再捜査した特捜部が5月に改めて不起訴にしたため、2回目の審査に移ることになった。

検察審査会法の規定で、2回目の審査には、法的なアドバイスをする弁護士が審査補助員として必ず立ち会うこと

になっている。審査会関係者によると、弁護士会内部での人選を経て、この審査補助員が選ばれたという。

5 . 私達市民の調査活動とその結論

石川克子氏（「市民オンブズマンいばらぎ」事務局長）とともに、検審事務局そしてそれを直轄する最高裁事務総局に何度も足を運び疑惑を追及。検審事務局、最高裁、検察庁、東京地裁、会計検査院に情報公開請求。

現場での調査、資料分析等から以下の結論

- ・ 小沢検審は開かれていなかった
- ・ 検察審査員は存在しなかった
- ・ 小沢強制起訴は『架空議決』だった
- ・ 『架空議決』を主導したのは最高裁事務総局だった

この調査経緯および結果を発表


- ・ ブログ『一市民が斬る！』（<http://civilopinions.main.jp/>）
- ・ 『最高裁の罨』（2012年末上梓）
- ・ 週刊ポスト4月5日号『小沢一郎を「刑事被告人」にした「検察審査会」新たな重大疑惑』と題した署名記事
- ・ 外国特派員協会（FCCJ）にリリース

一市民の行動記録

志岐武彦
山崎行太郎

最高裁の罠

the Trap for Ozawa



小沢裁判では、検察・マスコミ・米國支配等々の総力が次々と集られていった。しかし「最高裁」は、守秘義務や非公開の原則等により開の奥に閉ざされたままである。本書は、その「窓のない、黒くて、ぶ厚い石の壁」に挑んだ記録だ。

K&Kプレス

山崎行太郎

「小沢一郎検察審査会」は本当に開かれたのか!?

3月25日読売新聞、朝日新聞の「週刊ポスト」広告

祝!開幕大特集
6ページ保存版
あなた知らないが、プロ野球「開幕の流儀」清原和博の「バント抱き」は、美人は外野に配置される

今はない伝説の球団
高橋ユニオンズ、鎌倉イーグルス、東京セネタース、大塚スターズ、松竹ロビンス、西日本パイレーツ、東映ランナーズ、毎日オリオンズ、国鉄スワロー、西鉄ライオンズ

プロ野球 あの名選手の「山田久志の「女絶唱」」清原和博の「バント抱き」は、美人は外野に配置される

がんが怖い「がん失業」の恐怖
がんになつたら4234%が減給

現役最強の棋士は誰か
渡辺明が羽生善治か、それとも大崎善生(作意)

八重の桜に山口県人が激怒噴出
塩田の緒が切れた

金正恩の在日スパイが語った
日本政界への秘密工作

小沢一郎を被告人にした「検察審査会」
情報公開請求で判明「審査員名簿」は2種類あつた
志岐武彦(最高裁の原(被告))
新たな重大疑惑

タクシー運転手100人
に聞いてみた「景気回復実感しますか?」
個人投資家「武者修業中さん」

有名企業65社の要求「回答」要結額
ほぼ全社・全業界
でも給料はせりせんせん上がらま

上がる会社
上がらない会社

週刊ポスト
4.5
大反響新連載! 笑刊ポスト 編集長 高田文夫
400yen 小学館

週刊ポスト
4.5
大反響新連載! 笑刊ポスト 編集長 高田文夫
400yen 小学館

週刊ポスト
4.5
大反響新連載! 笑刊ポスト 編集長 高田文夫
400yen 小学館

解禁! 禁書発禁本「エロエロ草紙」(国会図書館)の仰天図録

3か月で4億円儲けた個人投資家登場

大河ドラマ『八重の桜』に山口県人激怒! 場沢袋の紐が切れた!

NHK朝ドラ『あまちゃん』放送記念企画 裸の海女ちゃん 海中エロス 新連載! 『笑刊ポスト』編集長・高田文夫

笑刊ポスト

2013 APR.



総力大特集
アベノミクスの現実と虚構
でも給料アップの会社は皆無。7%インフレなのに
タクシー運転手100人に聞いた
景気回復実感しますか?

がん失業の恐怖
現役最強の棋士「は誰だ 大崎善生」
祝!開幕4ヶ月連続
日本プロ野球
今はなき伝説の球団
名選手たちの「開幕の流儀」
あなただけピル売りの「戦場」

審査員名簿が2種類あった!?
小沢を被告人にした「検察審査会」の騒動
400万円
「笑刊ポスト」の秘密

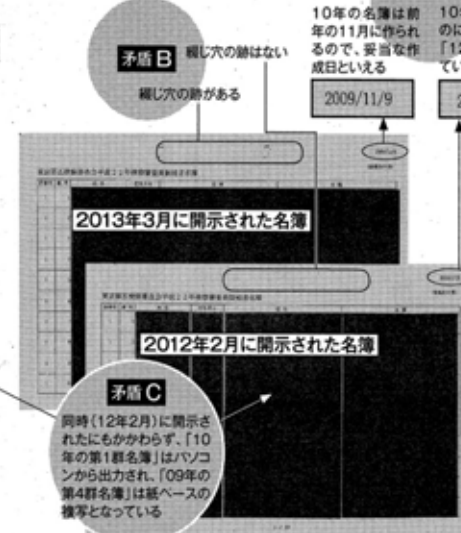
名簿が存在しなかった可能性

検査の審査員は、次のような手続きで選ばれる。まず、毎年11月に自治体の選挙管理委員会が選挙人(有権者)名簿から無作為に4000人をリストアップし、検査はそれを翌年の「審査員候補者」として名簿化する。

① 平成22年(2010年)の東京第5検査・第1群「審査員候補者名簿」

・任期は10年2月~7月
・作成は09年11月(「小沢事件」の捜査が行き詰まり始めた頃)

④目の違いは、10年第2群、第3群の名簿にも存在する



その後、検査はその4000人を4群(1000人ずつ)に分け、3か月ごとに各群からコンピュータによる無作為抽出で10~12人の「審査員」を選ぶ。

東京第5検査で小沢事件の審査を担当したのは「2009年の第1、第2、第3群」だったので、私はこれらの

審査員候補者名簿を請求した。「若すぎる審査員平均年齢」を調べたため。請求は11年11月だった。

だが、翌12年2月に開示された名簿は、「個人情報保護」を理由に、全面的に黒塗りされていた。私が必要としたのは生年月(日)の情報だったので、「生年月(日)の公開が個人情報に当たるとはさすがに」と主張したが、検査事務局は「我々の見解では個人情報」との

説明を繰り返すばかりで取り合わない。結局、黒塗りの名簿の身中は「最高裁の民」で触れることはできず、冒頭で触れた「奇怪な日付」にもその時は気づかなかった。

では、2種類の名簿の話に戻らせていただきたい。

「2/15」の日付がある。「12年開示名簿」と、「2009/11/9」の日付と縦じ穴の痕跡がある。「13年開示名簿」の2種類がなぜ出てきたのかという問題である(図③)。

ちなみに「小沢事件」の捜査が始まる以前の08年11月に作成された「09年の第4群の名簿」には、12年開示分と13年開示分のいずれも同じ日付(2008/11/11)が印字され、同じ位置に縦じ穴の跡がある(図④)。つまり、同一の名簿をファイルから外して複写したと考えられる。

では、その後の「10年の第1~3群」の名簿が、開示時期によって異なるのはなぜか。検査事務局に買す。と、耳を疑う返答だった。

「12年に開示した」「10年第1~3群の名簿」はパソコンから出力したので、出力(の2月15日)が印字された。

というのである。しかし、13年の開示名簿では作成時期に合致する(2009/11/9)の印字と縦じ穴

の跡がある。順当に考えれば、「ファイルに縦じ穴の痕跡がある」ということにはなる。ならば、なぜそれを12年に開示しなかったのか。あるいは、開示できなかったのか。また、「09年の第4群」の名簿は紙ベースのものを複写したのに、「10年の第1~3群」の名簿はなぜパソコンから出力したのか。

それらの疑問については、検査事務局は説明しない。ここから浮上するのは、12年の開示時点では「5検査の審査員候補者名簿が存在しなかった」という疑惑である。

名簿がなければ、コンピュータによる無作為抽出はできない。だとすると、検査事務局は、恣意的に都合のいい審査員を選べただろうし、さらにいえば、架空の審査員を作り出すことも可能だ。それならば、「小沢事件」での2度の議決の審査員平均年齢が全く同じ」という天文学的な確率が実際に起きたことも説明がつく。

② 平成21年(2009年)の東京第5検査・第4群「審査員候補者名簿」

・任期は09年11月~10年4月
・作成は08年11月(「小沢事件」以前)



訴となるのに対し、後者は起訴の強制力を伴わないので、事実上、起訴はしなくてよい」という結論になる。私と一緒に検査疑惑を調査した「市民オンブズマンいばらき」の石川克彦・事務局長の情報公開請求で判明したのは、以下の2つである。

●2つの事件は「わずか1回」の審査で議決

●7月21日議決の事件では、決議日に審査員が出席した形跡がない

石川氏が請求したのは、審査員の日常旅費の支払い記録だ。審査員は霞が関の東京地裁に向くため、審査員ごとに交通費の請求をする。つまり、その請求日に「審査会が開催された」と見なすことができる。

ところが、6月に議決された事件では、検査への不服申し立て日から議決日ま

での間に、議決日(6月16日)以外の支払い記録が存在しない。7月議決の事件でも「7月7日」の1日のみ。さらに驚くことに、議決日の7月21日には支払い記録がないのである。

「政治資金規正法違反は判断が難しく、しかも「献金」という複雑な疑義について、わずか1日で審査して議決できるものでしょうか。必要な審査がなされたとは思えず、最初から「二階氏は起訴しない(不起訴不当)」の結論を決めていたとしか考えられない。

特に7月議決の事件では、審査員が出席していないのに「不起訴不当」が議決されたことになる。大物政治家の起訴、不起訴を決める判断だというのに、極めて不可解です(石川氏)。

西松献金疑惑では、小沢氏以外にも、二階氏をはじめとする自民、民主両党の政治家の関与が取り沙汰されたが、当時の自公政権の政府高官が「自民党まで波及しない」と発言して大問題になった経緯をご記憶の

議決日に「審査員が不在」!!

別の「あり得ない記録」も出てきた。「西松建設ドミ」献金」と同様の捜査で不起訴となり、後に検査で審査された二階俊博・自民党代議士側への違法献金疑惑である。

この審査を行なったのは東京第3検査だった。詳細

は別愛するが、二階氏や同氏の秘書らが告発対象となった2つの事件(いずれも政治資金規正法違反の疑い)で、それぞれ09年の6月16日と7月21日に、「不起訴不当」の議決が下された。「起訴相当」と「不起訴不当」は同じ意味に思えるが、全く異なる。前者が強制起

訴となるのに対し、後者は起訴の強制力を伴わないので、事実上、起訴はしなくてよい」という結論になる。私と一緒に検査疑惑を調査した「市民オンブズマンいばらき」の石川克彦・事務局長の情報公開請求で判明したのは、以下の2つである。

●2つの事件は「わずか1回」の審査で議決

●7月21日議決の事件では、決議日に審査員が出席した形跡がない

方も多いのではないか。高官の「予言」の根拠が、この不可解な二階審査を指すとすれば、実に「わかちやすいう話」ということになり、いづれにしても、疑惑まみれの検査審査会。そしてこの検査が決めた「小沢強制起訴」は、日本政治の流れを大きく変えた。強制起訴で刑事被告人となった小沢氏は発言力を失い、小沢氏を排除した民主党は総選挙で惨敗する。そして小沢氏も、今や少数野党の党首に転落した。無論、その原因のすべてが裁判闘争にあるというつもりはない。だが、与党の実力者であった小沢氏が「刑事被告人」を口実に、政権から排除された事実はあまりに重い。それ以上に重要な点は、検査審査会が三権の一つである裁判所の管轄にあるということだ。その組織が、極めて怪しげなプロセスの中で「政治家の抹殺」に加担したとするならば、三権分立という民主主義国家の根本さえ揺るがしかねない大問題というはかない。

『週刊ポスト』次号(4月12日号)は4月1日(月)発売です 一部地域で発売日 が異なります

外国特派員協会(FCCJ)に関連情報リリース

2013年5月7日、以下の文書、CDR、著作を各80部
リリース

文書

- ・『小沢一郎を刑事被告人にした「検察審査会」(最高裁が直轄)に重大疑惑』(英文及び日本文)
- ・ウォルフレン教授のカバーレター(英文及び和訳)
- ・週刊ポスト4月5日号『小沢一郎を刑事被告人にした「検察審査会」新たな重大疑惑』(志岐武彦署名記事)

CDR

上記文書をPDF化

『最高裁が画策した「小沢検審架空議決」』PDF54枚

著作

『最高裁の罟』

ウォルフレン教授のカバーレター(抜粋)

『小沢一郎を刑事被告人にした「検察審査会」重大疑惑』(英文)をFCCJへリリースするにあたり、カバーレターを頂いた。

(ブログ『一市民が斬る!』に全文掲載)

カバーレター(抜粋)

『世界がまるで気付かないうちに、全世界的にももっとも興味深い政治上の出来事が起こった。

.....

しかし、話にはまだ続きがある。2名のごく普通の一般市民が、日本の記者たちがとっくの昔にやらなくなってしまった地道な取材を重ねて、司法当局の間に驚くべき不正があったという証拠を見つけ出した。小沢起訴相当という市民による決定とされる採決が小沢氏に政策決定の力を握らせないように当局がその大半をねつ造したものだということを、二人の調査結果は示唆している。

.....

カレル・ヴァン・ウォルフレン 』

6. 「審査員は存在しない」「架空議決」と結論付けた8つの理由

- 理由1: 9月8日「これから審査が本格化。議決は10月末の公算」と主要6紙一斉報道。ところが一度も審査会議なく9月14日議決。
- 理由2: 怪しい「審査員日当旅費支払手続」
(2度も不自然なまとめ払い)
- 理由3: 東京第五検審での小沢事件審査の議決結果等が、第一検審のそれと違いすぎる
- 理由4: 斉藤検察官は「議決前」に検審に説明に行っていない
- 理由5: 最高裁・検審事務局は、検察審査会・審査員情報を一切開示しない
- 理由6: 偽造文書多数作成 (架空議決だからアリバイ作り必要)
- 理由7: 審査員の声が全く聞こえない
- 理由8: 東京第三検審「二階俊博議員の西松ダミー献金事件」も「架空議決」

理由1:9月8日「これから審査が本格化。議決は10月末の公算」と主要6紙が一斉報道。ところが、一度も審査会議なく9月14日議決。

「歳出支出証拠書類」から読み取れる「審査会議開催日」

審査会議日	8月4日	8月10日	8月24日	8月31日	9月6日	9月14日	9月28日	10月4日
所要日数	9	27	13	6	7	3	3	9
発議日	8月13日	9月6日	9月6日	9月6日	9月13日	9月17日	10月1日	10月13日
支払予定日	8月30日	9月15日	9月15日	9月15日	9月24日	9月27日	10月8日	10月20日

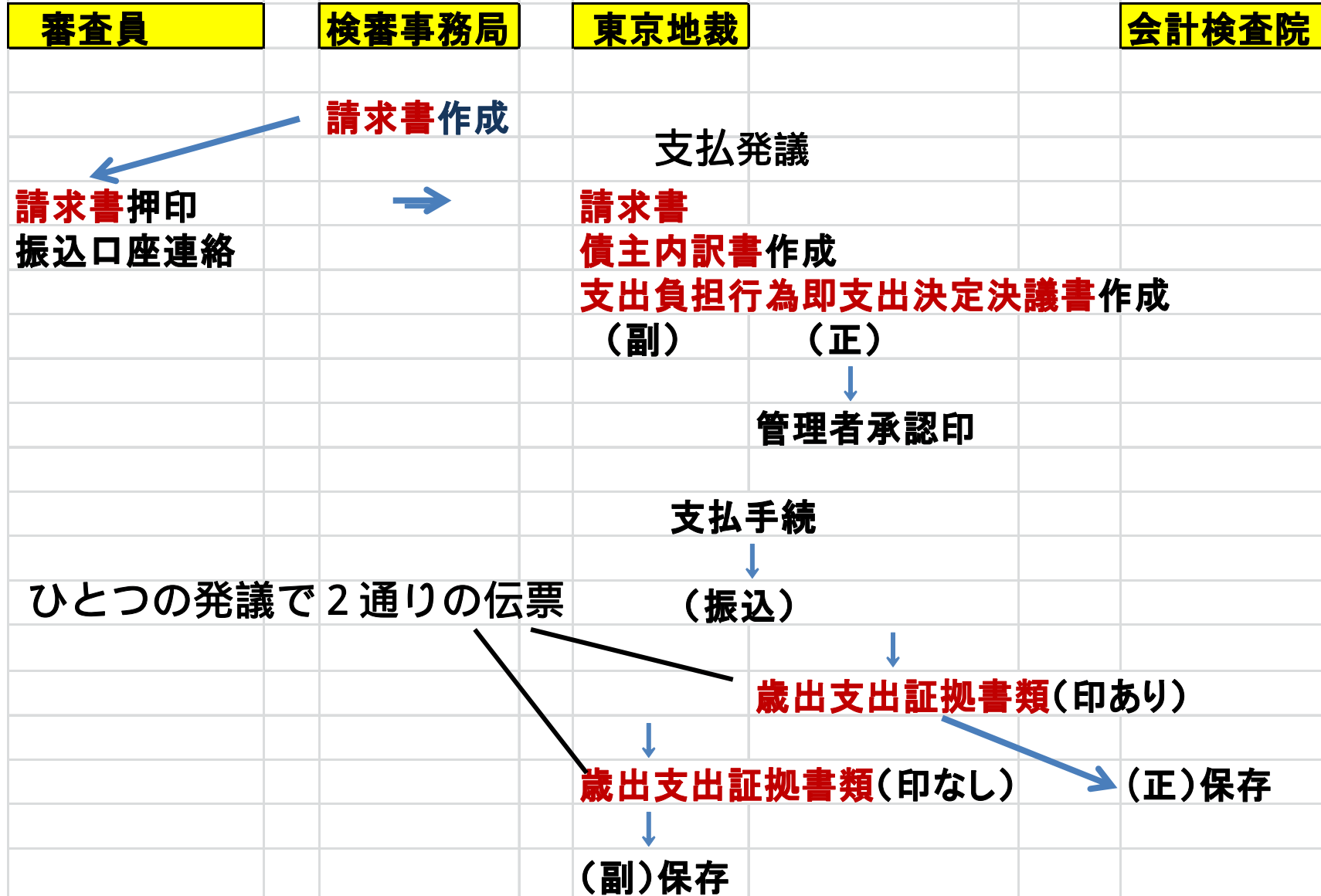
参照 審査員日当旅費支払手続フロー

歳出支出証拠書類

朝日新聞10月5日、読売新聞10月6日の議決発表記事

(「9月に入り平日頻繁に集まった」と報道)

「審査員日当旅費支払」の流れ



請求書は全て偽造？

352

請求書

裁判所
検察審査費
検察審査員旅費

東京第五検察審査会 御中		住所
支給決定		
平成22年9月14日 検察審査会長		氏名
		者
検察審査会法第21条第1項の規定による検察審査会議に 検察審査員等として出頭したから下記のとおり旅費を請求します。 平成22年9月14日		
出頭年月日		出頭場所
平成22年9月14日		東京第五検察審査会
請求額	7650円	
内容	金額	事由
	7310円	日当 日分
	円	宿泊料 泊
	340円	鉄道賃 自 至 日比谷 間
	円	路程賃
円	船賃 自 至 間	
計	7650円	
備考		

審査員(?)は押印
するだけ

「画面上の審査員」
情報から作成

債主内訳書

349

振替番号	納付書区分	人	款	内訳頁	最終表示
0015984				1	
特例 振替 入替	の は 名 氏 又 は 姓 氏 名 住所	000119544			
1	債 主 住 所				
金融 機関	金融 店 種 別				
預貯金種別	口座番号		金額	7,650	円
支払方法	3 振込				課税対象表示
の は 名 氏 又 は 姓 氏 名 住所	000119601				
2	債 主 住 所				
金融 機関	金融 店 種 別				
預貯金種別	口座番号		金額	7,730	円
支払方法	3 振込				課税対象表示
の は 名 氏 又 は 姓 氏 名 住所	000119679				
3	債 主 住 所				
金融 機関	金融 店 種 別				
預貯金種別	口座番号		金額	7,690	円
支払方法	3 振込				課税対象表示
の は 名 氏 又 は 姓 氏 名 住所	000119667				
4	債 主 住 所				
金融 機関	金融 店 種 別				
預貯金種別	口座番号		金額	7,690	円
支払方法	3 振込				課税対象表示
の は 名 氏 又 は 姓 氏 名 住所	000119695				
5	債 主 住 所				
金融 機関	金融 店 種 別				
預貯金種別	口座番号		金額	8,090	円
支払方法	3 振込				課税対象表示
の は 名 氏 又 は 姓 氏 名 住所	000119806				
6	債 主 住 所				
金融 機関	金融 店 種 別				
預貯金種別	口座番号		金額	7,890	円
支払方法	3 振込				課税対象表示
原文通番	00045				

振込先



振込口座



支払金額



このお金はどこに？（振込先書き換えれば還流可能）

支出負担行為即支出決定決議書

支出負担行為担当者 審判官	事務局長	次長	経理課長	出納課長	監査部長	出納部長	支出負担行為部長	承認者
								入力者

発議年月日

0029707	21. 8. 10	21. 10	21	00
03	裁判所			
00000	一般会計			
010	裁判所			
030	検察審査費			
086020	検察審査員旅費			
	検察審査員旅費			
				141,450 円
01	通常			
01	通常			
				円

承認印がない「決議書」
(地裁保存)

支払予定年月日

*東京第三検察審査会		出領分旅費日当
006	検察審査業務に必要な経費	
95	その他の事項経費	
01	通常	005611
		21. 8. 16
支文通票		00376

(東京地裁保存)

「歳出支出証拠書類」の表紙

平成22年 9月分 6冊の内第3冊

平成22年度

歳出支出証拠書類

金額	円 2,538,409
総金額	円 1,444,868,614
紙数	枚 382

東京地方裁判所

嘘だらけの記事（審査補助員らの口述を作文？）

読売新聞 10月6日 朝刊

「斉藤検査官が9月上旬説明に行った」としているが、これも嘘

審査日「議論煮詰まった」

*代表選当日偶然の議決

東京第5検察審査会が小沢氏を「起訴すべきだ」と議決するまでの経緯が、審査会関係者の話で明らかになった。

関係者によると、11人の審査員たちは、お盆休みのある8月中は隔週でしか集まらなかったが、9月に入ってから、平日に頻繁に集まり審査を行った。

9月上旬には「起訴議決」を出す場合に義務付けられている検察官の意見聴取を行った。意見聴取では、東京地検特捜部の斉藤隆博副部長が1時間以上にわたって説明。斉藤副部長は「元

秘書らの供述だけでは、小沢氏と元秘書らとの共謀の成立を認めるのは難しい。有罪を取るには、慎重に証拠を検討することが必要です」などと、審査員らに訴えたという。

審査員に法律的な助言を与える審査補助員を務めた吉田繁実弁護士は、暴力団内部の共謀の成否が争点となった判例や、犯罪の実行行為でなくても謀議に参加すれば共犯として有罪になるなどと認定した1958年の最高裁大法廷判決を審査員に示し、「暴力団や政治家という違いは考えずに、上下関係で判断して下さい」と説明した。

起訴議決が出たのは、民主党政代表選当日の9月14日。第5審査会の定例の審査日は毎週火曜日で、この日は偶然、審査日にあたりていた。ただ、この日に議決を出すことが予定されていたわけではなく、議長を務める審査会長が審査中に「議決を取りますか。それとも先に延ばしますか」と提案したところ、審査員

らから「議論は煮詰まった」との声が上がり、議決を出すことになった。議決の後、「こんな日になっちゃったね」と漏らす審査員もいたという。多数決の結果、起訴議決が出たのは午後3時頃。代表選で開票の結果、小沢氏の落選が決まったのは、その約30分後だった。

何故平日頻繁に集まらなければならないのか。
仕事を持っている人が平日頻繁に集まれるのか。
審査員日当請求書からみると1回も集まっていない。

9月8日「これから審査が本格化する。議決は10月末」と報道したのによくぞこんな記事が書ける

朝日新聞 10月5日 朝刊

検審側「慎重の上にも

慎重に審査



市民の選択 ①

4日午前10時すぎの東京地裁。検察審査員の市民が建物の一室に続々と入っていった。議決内容を最終的に確認し、散会したのは昼ごろのことだった。

検察審査会事務局の職員2人が、A4サイズの「議決要旨」7枚を東京地裁の脇にある掲示板に張り出したのは、午後3時45分過ぎ。約80人の報道陣から「強制起訴」の声が何度もあがり、カメラのフラッシュが一斉に輝いた。

民主党の小沢一郎元代表の強制起訴を決める審査にかかわった関係者は4日、こう語った。「慎重の上にも慎重に審査した。証拠だけを吟味した、自信を持った議決だ」

審査会関係者によると、小沢氏に対する2度目の審査は、今年9月に入って本格化。

1度目の審査で「起訴相当」の議決をした11人全員が8月初めに入れ替わり、新たなメンバーが集まった。その後、法的なアドバイスなど審査を補助する弁護士が選ばれた。審査の過程で、「元秘書との共謀は認められない」と小沢氏を不起訴にした東京地検特捜部の検察官も審査会に呼び出された。

検察官は、「起訴にするためには、的確な証拠により有罪判決が得られる高度の見込みが必要です」法律の素人である審査員らを前に熱心に説明した。だが、それを聴く審査員たちの心中には別の思いがあった。議決要旨にも「検察官が説明した起訴基準に照らしても、検察官の判断は納得しがたい」との表現があった。11人の中から選ばれた「審査会長」が進行役になり、検察が集めた膨大な証拠資料を読み込んで議論を重ねた。9月14日、それぞれが意見を紙に書いて多数決をとったところ、11人中8人以上が「起訴すべきだ」と投票した。

記者は4日10時に集まることをどうして知ったのか？
アリバイ作りのため検審側が呼んだ？
一室に入っていたのはさくら？

理由2: 怪しい「審査員日当旅費支払手続」 (2度も不自然なまとめ払い)

審査日(請求書提出日) ~ 発議日(支払伝票作成日)								
審査会議日	3月9日	3月16日	3月23日	3月30日	4月6日	4月13日	4月20日	4月27日
所要日数	23	16	9	2	6	3	2	3
発議日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月12日	4月16日	4月22日	4月30日
支払予定日	4月9日	4月9日	4月9日	4月9日	4月19日	4月26日	4月30日	5月12日
会議会議日	5月11日	5月25日	6月8日	6月22日	7月13日	7月27日	8月4日	
所要日数	6	3	3	2	7	6	9	
発議日	5月17日	5月28日	6月11日	6月24日	7月20日	8月2日	8月13日	
支払予定日	5月24日	6月4日	6月21日	6月30日	7月27日	8月10日	8月30日	
会議会議日	8月10日	8月24日	8月31日	9月6日	9月14日	9月28日	10月4日	
所要日数	27	13	6	7	3	3	9	
発議日	9月6日	9月6日	9月6日	9月13日	9月17日	10月1日	10月13日	
支払予定日	9月15日	9月15日	9月15日	9月24日	9月27日	10月8日	10月20日	

発議まで9日以上かかっているのが7回

4月1日に4回分、9月6日に3回分まとめて発議

(傳田元東京第五検審査事務局長談「請求書は審査当日あるいは翌日地裁に届ける」)

審査員がいたら審査日ごとに発議されるはず → 審査員存在せず

審査員が実在すれば日当は遅滞なく支払われる

東京第一検審(捏造報告書事件を審査した24年5月~12月)

審査日(請求書提出日)~発議日(支払伝票作成日)

審査会議日	5月8日	5月24日	6月14日	6月28日	7月12日
所要日数	2	4	4	5	1
発議日	5月10日	5月28日	6月18日	7月3日	7月13日
支払予定日	5月17日	6月1日	6月25日	7月10日	7月20日

審査会議日	7月26日	8月2日	9月13日	9月27日	10月4日
所要日数	1	5	5	5	5
発議日	7月27日	8月7日	9月18日	10月2日	10月9日
支払予定日	8月3日	8月14日	9月25日	10月9日	10月16日

審査会議日	10月11日	10月25日	11月6日	11月22日	12月13日
所要日数	7	1	3	6	4
発議日	10月18日	10月26日	11月9日	11月28日	12月17日
支払予定日	10月25日	11月2日	11月16日	12月5日	12月21日

審査会議日から一週間以内に発議されている

理由3 東京第五検審での小沢事件審査の議決 結果等が、第一検審でのそれと違いすぎる

東京第五検審(平成21年5月設立)での審査(第一回目)

容疑事実:「陸山会が小沢議員に借りた4億円」の04年収支
報告書虚偽記載

議決結果:起訴相当(11人が全員が賛成したとの発表)

審査員平均年齢:34.55歳(男女人数公表できず、架空審査員)

日当旅費支払:まとめ処理あり

東京第一検審(昭和23年設立)での審査

容疑事実:「陸山会が小沢議員に返した4億円」の07年収支
報告書虚偽記載

議決結果:不起訴不当(事実上“起訴しなくてもよい”という結論)

審査員平均年齢:49.3歳(男性4名、女性7名)

日当旅費支払:審査日ごとに処理

- ・東京第五検審だけの審査だと架空議決を悟られてしまうため、「審査員を抱える東京第一検審」に審査を割り振った。
- ・関連事件は同じ検審に割り振っていたのに(二階事件参照)

東京第五検察審査会 小沢事件一回目審査（22年3月～4月）

「陸山会が小沢議員に借りた4億円」の04年収支報告書虚偽記載に関する容疑

審査開催日	3月9日	3月16日	3月23日	3月30日	4月6日	4月13日	4月20日	4月27日
審査内容	定例	初回審査	小沢	小沢	小沢	小沢	小沢	議決
参加人数	14	13	14	11	13	14	12	15
所要日数	23	16	9	2	6	3	2	3
発議日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月12日	4月16日	4月22日	4月30日
支払予定日	4月9日	4月9日	4月9日	4月9日	4月19日	4月26日	4月30日	5月12日

3月9日、16日、23日、30日の4日分を4月1日まとめて伝票作成

東京第一検察審査会 小沢事件審査（22年5月～7月）

「陸山会が小沢議員に返した4億円」の07年収支報告書虚偽記載に関する容疑

審査開催日	5月11日	5月20日	5月27日	6月3日	6月10日	6月17日	6月24日	7月1日
審査内容	定例	初回審査	小沢	小沢	小沢	定例	小沢	小沢
参加人数	19	15	18	17	14	18	15	12
所要日数	3	6	4	7	5	5	11	5
発議日	5月14日	5月26日	5月31日	6月10日	6月15日	6月22日	7月5日	7月6日
支払予定日	5月21日	6月2日	6月7日	6月17日	6月22日	6月29日	7月12日	7月13日
審査開催日	7月8日	7月15日	7月22日					
審査内容	議決	議決書確認	定例					
参加人数	14	14	16					
所要日数	4	5	5					
発議日	7月12日	7月20日	7月27日					
支払予定日	7月20日	7月27日	8月3日					

理由4: 斉藤検察官は「議決前」に検審に説明に行かなかった(「議決後」に行った)

検察審査会法41条

「検察審査会は起訴議決するときは、あらかじめ、検察官に対し検察審査会議に出席し意見を述べる機会を与えなければならない」

- ・民間人A氏が「2010年9月28日、東京地検庁舎1階で斉藤隆博東京特捜副部長(検察官)に会った。その時斉藤氏が『これから検審に小沢さんの不起訴理由の説明に行く』と話した」と森ゆうこ議員他に伝える。(森議員は国会でこれを追及)
- ・検察庁に検察官の「出張管理簿」を開示請求したところ、**斉藤氏が審査期間の8月1日～9月14日に検察審査会に赴いた記録なし。**
参照:出張管理簿(253枚のうち3枚呈示)
- ・最高裁、検審事務局、検察庁に、斉藤氏がいつ説明に行ったかが分かる文書の開示を求めたが、いずれの部署も開示を拒否

検察官の説明を受けてからでないとい議決できない。
9月14日議決日の前に検察官が検審に説明に行っていないということは、「9月14日起訴議決」は嘘。即ち「架空議決」。

歳出支出証拠書類上の9月上旬審査会日は9月6日のみ。齊藤隆博の名前なし

1本書は交通費を要しない在勤地内、旅費請求によらない在勤地内及び100km^{別紙 4}未満の出張について、出張日毎に作成の上、すみやかに総務課に提出する。

平成22年9月6日		出張管理簿			特別捜査部	
番号	旅行命令 権者認印	官職・氏名	用務	用務先	交通手段	備考
1		<input checked="" type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官	<input checked="" type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ		<input type="checkbox"/> 官用車 <input checked="" type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅発 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅着 (出)
2		<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input checked="" type="checkbox"/> 検察事務官	<input checked="" type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ		<input type="checkbox"/> 官用車 <input checked="" type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅発 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅着 (出)
3		<input checked="" type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官	<input checked="" type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ		<input type="checkbox"/> 官用車 <input checked="" type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 (定期券)	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅発 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅着 (出)
4		<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input checked="" type="checkbox"/> 検察事務官	<input checked="" type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ		<input checked="" type="checkbox"/> 官用車 <input checked="" type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input checked="" type="checkbox"/> その他 (定期券)	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅発 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅着 (出)
5		<input checked="" type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官	<input checked="" type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ		<input type="checkbox"/> 官用車 <input checked="" type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅発 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅着 (出)
6		<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input checked="" type="checkbox"/> 検察事務官	<input checked="" type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ		<input type="checkbox"/> 官用車 <input checked="" type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅発 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅着 (出)
7		<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ		<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着

※1 本書は交通費を要しない在勤地内、旅費請求によらない在勤地内及び100キロメートル未満の出張について、出張日毎に作成の上、すみやかに総務課に提出する。
 ※2 官職・氏名、用務及び用務先欄は、使途に従い不要な文字は抹消し、また別紙を添付するなどして使用することができる。

森ゆうこ議員の質問に対し、法務省刑事局が虚偽の回答

問 2010年9月14日に小沢一郎衆議院議員に対して起訴議決を行った東京第五検察審査会について、斎藤隆博東京地検特捜部副部長（当時）が、起訴議決前に当該審査会に出頭し、事件についての説明を行った際の出張記録提出を求める。

答 検察審査会が審査を行っている個別の事件について、具体的にどの検察官が、いつ、意見を述べるため、検察審査会に出席したかは、捜査機関としての具体的活動内容に関わる事柄であり、かつ、検察審査会の審査の内容に関わる事柄であることから、お答えすることは困難ですが、検察審査会法の規定に則し、当該起訴議決よりも前に、検察官が検察審査会に意見を述べるため出席したことは承知しております。

なお、東京地方検察庁に所属する職員が東京地方裁判所内の検察審査会に業務で出向いた場合、両庁舎間の距離が近距離であり、旅費の支給対象ともならないことから、出張扱いとはしておらず、いわゆる出張記録は作成しない取扱いとなっております。

法務省刑事局刑事課長

“法務省は最高裁を庇って嘘を吐いた”

佐久間特捜部長の、7月2日、東京地裁、徒歩出張

上位職階者は氏名がマスクングされない

平成22年7月2日

出張管理簿

特別捜査部

旅行命令 番号	権者認印	官職・氏名	用務	用務先	交通手段	備考	
1		佐久間達哉	<input checked="" type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input checked="" type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	東京拘置所 警視庁 東京都千代田区霞が関3-1-1国税庁 東京都千代田区有楽町1-12-1預金保険機構 東京地裁	<input checked="" type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input checked="" type="checkbox"/> その他 (徒歩)	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着 (出)
2		██████████	<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input checked="" type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input checked="" type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	東京拘置所 警視庁 東京都千代田区霞が関3-1-1国税庁 東京都千代田区有楽町1-12-1預金保険機構 東京地裁	<input checked="" type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input checked="" type="checkbox"/> その他 (徒歩)	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着 (出)
3			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着	
4			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着	
5			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着	
6			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着	
7			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着	

※1 本書は交通費を要しない在勤地内、旅費請求によらない在勤地内及び100キロメートル未満の出張について、出張日毎に作成の上、すみやかに総務課に提出する。
 ※2 官職・氏名、用務及び用務先欄は、用途に従い不要な文字は抹消し、また別紙を添付するなどして使用することができる。

齊藤隆博副部長の、4月2日、東京地裁、徒歩出張

別紙 4

平成22年4月2日		出張管理簿			特別捜査部		
番号	旅行命令 権者認印	官職・氏名	用務	用務先	交通手段	備考	
1		齊藤隆博	<input checked="" type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input checked="" type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	葛飾区小菅1-35-1 東京拘置所 千代田区霞が関1-1-1 公正取引委員会 千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所 千代田区霞が関3-1-1 国税庁 千代田区霞が関3-2-1 証券取引等監視委員会	<input checked="" type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input checked="" type="checkbox"/> その他 (徒歩)	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着 <div style="text-align: center;">(出)</div>
2		[REDACTED]	<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input checked="" type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input checked="" type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	葛飾区小菅1-35-1 東京拘置所 千代田区霞が関1-1-1 公正取引委員会 千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所 千代田区霞が関3-1-1 国税庁 千代田区霞が関3-2-1 証券取引等監視委員会	<input checked="" type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input checked="" type="checkbox"/> その他 (徒歩)	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着 <div style="text-align: center;">(出)</div>
3			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着
4			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着
5			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着
6			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着
7			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> バスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着

※1 本書は交通費を要しない在勤地内、旅費請求によらない在勤地内及び100キロメートル未満の出張について、出張日毎に作成の上、すみやかに総務課に提出する。
 ※2 官職・氏名、用務及び用務先欄は、用途に従い不要な文字は抹消し、また別紙を添付するなどして使用することができる。

理由5: 検審事務局及び最高裁は、審査員・審査会議情報の開示を全て拒否

審査会議開催日、開催回数、会議室名、審査員・審査員候補者の「生年月」など、秘密でもなく、個人情報でもない情報も一切開示しない。

開示通知文書と称して、真っ黒に塗りつぶした文書を開示

- ・ 検察審査員候補者名簿
- ・ 検察審査員及び補充員選定録
- ・ 補欠の審査員、臨時に検察審査員の職務を行う者の選定録
- ・ 審査事件票(議決された後に作成される事件のまとめ)

※最高裁および検審事務局には、不服請求できる制度がない。

- ・ 実体がないから開示できない
- ・ 既開示情報と食い違うから開示できない

「『日』をマスキングし『生年月』だけでも開示を」と請求したが、2008/11/11
全面マスキング

(被集約庁用)

東京第五検察審査会平成21年検察審査員候補者名簿

群番号	番号	氏名	生年月日	住所	本籍
4	1				
4	2				
4	3				
4	4				
4	5				
4	6				
4	7				
4	8				
4	9				
4	10				

『日』をマスキングし『生年月』だけでも開示を」と請求したが、
全面マスキング

東京第五検察審査会平成22年第1群検察審査員及び補充員選定録

平成21年12月18日選定
 検察審査員 5名
 補充員 5名

平成21年12月18日

東京第五検察審査会事務局長 傳田みのり



番号	検察審査員 又は 補充員の別	氏名	住所	生年月日	備考
1	検察審査員				
2	検察審査員				
3	検察審査員				
4	検察審査員				
5	検察審査員				
6	補充員				
7	補充員				
8	補充員				
9	補充員				
10	補充員				

本選定は上記のとおり施行されたことを証明する。

平成21年12月18日

立会人官職氏名

東京地方裁判所判事

村瀬 均

立会人官職氏名

東京地方検察庁検事

川原 隆司

前ページ「黒塗り帳票」は下記様式を黒塗りしたものだっ

<input type="checkbox"/> 会長互選会議録 <input type="checkbox"/> 定例会議録 <input type="checkbox"/> 臨時会議録 <input type="checkbox"/> 補欠の検察審査員、臨時に検察審査員の職務を行う者の選定録 東京第五検察審査会							
会議年月日		平成 年 月 日					
事件番号		平成 年(申立)第 号					
資格	氏名	出席	備考	資格	氏名	出席	備考
審査員				補充員			
審査員				補充員			
審査員				補充員			
審査員				補充員			
審査員				補充員			
審査員				補充員			
審査員				補充員			
審査員				補充員			
審査員				補充員			
審査員				補充員			
審査員				補充員			
審査員				補充員			
審査員				補充員			
上記備考欄に「補欠」と記載のある者を補欠の検察審査員に、「臨」のある者を臨時に検察審査員の職務を行う者に選定した。 即日 検察審査会事務官 印							
会議の内容等							

3つの会議録と
臨時の選定録
を兼ねた帳票

会議出席者？

会議内容？

2011年初め「検察審査会で使う帳票類」様式を請求した際開示された

22年度東京第五検審「審査事件票」33枚の中の2枚目 (2011年森ゆうこ議員請求)

受理事項		手続事項		議決事項	
(1) 氏名	性別等	(6) 1 受理	平成 21 年 10 月 26 日	起 訴 相 当	
被疑者	男・・・1	2 第1回審査会開期日	平成 22 年 1 月 12 日	不 起 訴 不 当	
	女・・・2	3 議 決	平成 22 年 1 月 26 日	起 訴 適 当	
	法人 3	審査期間	1～3 年 3 月 1 日 間	起 訴 不 適 当	
(2) 事件名	自動車運転過失致死 ・道路交通法違反 被疑事件 (自動車運転過失致死)	(準議) 1～2	年 2 月 17 日 間	起 訴 不 適 当	
(3) 申立て	1 ○	(実質審査) 2～3	年 月 15 日 間	起 訴 適 当	
職権	2 ○	審査会議による	審査会議・・・ 2 回 ()	起 訴 不 適 当	
増補		実地見分	・・・ 回 ()	起 訴 不 適 当	
申立権なき者の申立て	a	所在尋問	・・・ 回 ()	起 訴 不 適 当	
投書	b	記録調査等(在庁)	回 ()	起 訴 不 適 当	
マスコミの報道	c	小委員会による	実地見分	・・・ 回 ()	
その他	d	所在尋問	・・・ 回 ()	起 訴 不 適 当	
移送	3	回数計	2 回	起 訴 不 適 当	
(4) 原不起訴理由	1 ○	証人等の	換 察 官 ・ ・ ・ 1 人	起 訴 不 適 当	
嫌疑不十分	2 ○	申 立 人 ・ ・ ・ 人	被 疑 者 ・ ・ ・ 人	起 訴 不 適 当	
嫌疑なし	3 ○	証 人 ・ ・ ・ 人	証 人 ・ ・ ・ 人	起 訴 不 適 当	
罪とならず	4 ○	助 言 者 ・ ・ ・ 人		起 訴 不 適 当	
その他	5 ○	公務所等照会回数		起 訴 不 適 当	
換察	1 ○	証人召喚請求回数		起 訴 不 適 当	
換察換事	2 ○	不起訴記録の取寄せ	請 求 平 成 21 年 10 月 27 日	起 訴 不 適 当	
換察事務官	3 ○	受 理 平 成 22 年 1 月 4 日		起 訴 不 適 当	
(5) 氏名	性別等	審査補助員延べ出頭数		起 訴 不 適 当	
申立人	男・・・1			起 訴 不 適 当	
告発人	女・・・2			起 訴 不 適 当	
告発人	法人 3			起 訴 不 適 当	
請求をした者	1			起 訴 不 適 当	
被害者	2			起 訴 不 適 当	
遺族	3			起 訴 不 適 当	
遺族	4			起 訴 不 適 当	
申立権なき者	5			起 訴 不 適 当	
弁護士による申立代理の有無	6			起 訴 不 適 当	

綴じ穴跡なし

平成22年1月分
東京地裁管内
東京第五検察審査会
追番号(2)

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

(兼判一)

マスキングせず開示したのは、審査会議が開かれた如く見せかけるため。
綴じ穴がないところをみると、森議員に見せるため偽造したのか？

理由6: 偽造文書多数作成 (架空議決だからアリバイ作りが必要)

- 1) 「審査員日当旅費請求書」の偽造？(お金は環流？)
 - 2) 「審査事件票」の偽造？
 - 3) 「審査員候補者名簿」の偽造(週刊ポスト4月5日号に記事)
1年後に同じ文書を開示請求したら、前と違う文書を開示してきた
- | | | | |
|-----------|---------|-------|-------------|
| 平成22年1群名簿 | 2012年開示 | 綴じ穴なし | 2012/2/15印字 |
| | 2013年開示 | 綴じ穴あり | 2009/11/9印字 |

2文書は別もの → どちらかが偽造
両方偽造 → 22年度名簿は作成しなかった？
(開示のためだけに作成？)

参考

平成21年4群名簿	2012年開示	綴じ穴あり	2008/11/11印字
	2013年開示	綴じ穴あり	2008/11/11印字

2文書は外見上同一とみられる

2012年開示請求

綴じ込み穴なし

2012/2/15に
プリントアウト

2012/2/15

(被集約庁用)

東京第五検察審査会平成22年検察審査員候補者名簿

群番号	番号	氏名	生年月日	住所	本籍
1	1				
1	2				
1	3				
1	4				
1	5				
1	6				
1	7				
1	8				
1	9				
1	10				

2013年開示請求

綴じ込み穴あり

2009/11/9に
プリントアウト

2009/11/9

(被集約用)

東京第五検察審査会平成22年検察審査員候補者名簿

群番号	番号	氏名	生年月日	住所	本籍
1	1				
1	2				
1	3				
1	4				
1	5				
1	6				
1	7				
1	8				
1	9				
1	10				

ここも違う

2012年開示請求

2008/11/11

綴じ込み穴あり

2008/11/11に
プリントアウト

(被集約庁用)

東京第五検察審査会平成21年検察審査員候補者名簿

群番号	番号	氏名	生年月日	住所	本籍
4	1				
4	2				
4	3				
4	4				
4	5				
4	6				
4	7				
4	8				
4	9				
4	10				

2013年開示請求

綴じ込み穴あり

2008/11/11に
プリントアウト

2008/11/11

(被集約庁用)

東京第五検察審査会平成21年検察審査員候補者名簿

群番号	番号	氏名	生年月日	住所	本籍
4	1				
4	2				
4	3				
4	4				
4	5				
4	6				
4	7				
4	8				
4	9				
4	10				

**理由7:小沢検審に係った審査員・補充員が存在したとするとその数は44人。
その審査員の声はひとつもない。**

議決に至るまでそして議決後も、不可思議な情報やありえない情報が多数流された。

もし44名が本当に存在したのなら「事実はこちらだ**」と声を上げる者がいるはず。**

3年近くが経過した現在もそうした声はゼロ。

理由8: 東京第三検審で審査された 「二階俊博議員の西松建設ダミー事件」も架空議決

「二階俊博議員の西松ダミー献金事件」の概要

検察は、小沢氏の「西松建設ダミー献金」で小沢議員の大久保隆規秘書を起訴。

同じように西松建設から献金を受けていた二階俊博自民党議員ならびに関係者は不起訴。

これを不服とした市民団体が東京第三検審に2件の申し立て。それぞれ09年の6月16日と7月21日に、「不起訴不当」の議決。

「起訴相当」が強制起訴になるのに対し、「不起訴不当」は強制起訴を伴わず、事実上“起訴しなくてもよい”という結論。

「二階事件も架空議決」と結論付けた理由

- ① 09年3月、当時の自公政権の漆間官房副長官が、自民、民主両党の政治家が関与した「西松献金疑惑」に対し「**自民党までは波及しない**」と発言。
最初から“二階氏は起訴しない”という結論？
- ② 報道によると、2つの事件はいずれも「1日」で審査・議決。
政治資金規正法違反は判断が難しく、かつ「ダミー献金」という複雑な疑惑はについて1日で審査し議決するのは難しい。
- ③ **7月21日議決日の「審査員日当旅費請求書」が存在しない**
参照：東京第三検審における「審査会議日」

議決日の「審査員日当旅費請求書」存在せず

東京第三検審「歳出支出証拠書類」から読める審査会議日(21年5～8月)

			事件1 議決日 (6月4日申立)	事件2 議決日 (6月29日申立)			
審査会日	5月19日	6月2日	6月16日	7月7日	(7月21日)	8月5日	8月18日
所要期間	3	7	6	2		5	2
発議日	5月22日	6月9日	6月22日	7月9日	請求書なし	8月10日	8月20日
支払予定	5月29日	6月16日	6月29日	7月17日		8月18日	8月27日

東京第三検察審査会は、21年5月に新設された

7月21日(議決日)の「審査員日当旅費請求書」が存在しないことの確認

- ・ 会計検査院に5月～7月に発議した「歳出支出証拠書類」を開示請求
- ・ 東京地裁に8月に発議した「歳出支出証拠書類」を開示請求

いずれの中にも7月21日「請求書」なし(「請求書」を作りそびれた?)

7. 最高裁は如何に「架空議決」をしたか、 国民を騙したか

1) 最高裁の事前準備

- ① 検察審査会法を改正(2度の起訴相当議決で強制起訴)
改正の目的:「**権力側にとって不都合な者**」を抹殺するため
密室性を高める:審査員等が「**評議の秘密**」を洩らしたときの
罰則強化

※素人の市民に起訴権を与えるのは問題ではないか。

- ② 2009年5月、最高裁は東京第三、第四、第五、第六検察審査会を新設。(従前は東京第一、東京第二の二つ)
事務局員2~3人の審査会を4つ増やした
それぞれの審査会は独立しており、別々の検察審査員で審査

③ 不正操作可能な審査員選定くじ引きソフト開発

従前までガラガラポン抽選器を使っていたものを、2009年8月
急ぎ開発。

イカサマ機能装備

- ・審査員候補者として、名簿記載のない人をハンドで入力可能
- ・くじ引き前に、入力されている審査員候補者を自在に削除可能
- ・「選定ボタン」を押すと、候補者データの全てが消える
(保存機能なし)

→くじ引き担当者が「都合のよい人」を「審査員」あるいは「画面上
の審査員」にすることができる。

→審査員平均年齢が2回とも 34.55歳になったのはこのイカサマ
機能を使って審査員を決めたから

候補者情報の入力

入力をハンド入力可能

検察審査員候補者名簿管理システム

候補者情報の入力

前の画面へ戻る システムの終了

ログインユーザー: 菅直人

名簿調製年: 平成23年 氏名: 検察審査会名称: 東京第一 辞退事由承認等: 全て
名簿調製群: 第1群 住所: 生年月日: ~ 検索

名簿調製年: 23 検察審査会名称: 東京第一 名簿調製群: 第1群

番号	氏名	住所	本籍	生年月日	前科	欠格	就職禁止	辞退申出	選管通知	辞退事由承認等
1	候補 予定者1	東京都港区愛宕1	東京都港区愛...	1967/03/14	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	承認
2	候補 予定者2	東京都港区愛宕2	東京都港区愛...	1952/05/27	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	承認
3	候補 予定者3	東京都港区愛宕3	東京都港区愛...	1956/03/19	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	承認
4	候補 予定者4	東京都港区愛宕4	東京都港区愛...	1957/08/25	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不承認
5	候補 予定者5	東京都港区愛宕5	東京都港区愛...	1981/02/23	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	承認
6	候補 予定者6	東京都港区愛宕6	東京都港区愛...	1955/06/04	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	承認
7	候補 予定者7	東京都港区愛宕7	東京都港区愛...	1983/10/16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	承認
8	候補 予定者8	東京都港区愛宕8	東京都港区愛...	1966/08/02	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	承認
9	候補 予定者9	東京都港区愛宕9	東京都港区愛...	1980/01/17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	承認
10	候補 予定者...	東京都港区愛宕...	東京都港区愛...	1949/06/05	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	承認
11	候補 予定者...	東京都港区愛宕...	東京都港区愛...	1938/08/13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	承認

資格審査リストの印刷 更新

くじ引き担当が事由欄にレ点を入れることで候補者を削除できる

2) 検察審査会事務局のアリバイ作り (審査員がいて審査会議が開かれた如く見せかける)

① 「画面上の審査員」準備

2009年2月から審査員選定期を迎えるたび、東京第五検審用の「画面上の審査員・補充員」をイカサマソフトを使い恣意的に決めた。
「画面の審査員・補充員」にはその旨を告知せず。

② 2010年2月、小沢事件を東京第五検審に割り振り
小沢事件以外の案件も東京検審に割り振り。

③ 東京第五検審事務局は、割り振られた事件に対し「架空の審査
会議日程」を作成

④ 東京第五検審事務局は、「架空の審査会議日」がくるたび、「画面
上の審査員」の個人情報とを組み合わせ、偽「審査員日当旅費
請求書」を作成

⑤ 小沢事件及びその他事件について、「架空の議決日」がくると、
偽「審査事件票」を作成

⑥ 9月8日、検審関係者は「これから審査が本格化し、議決が10月
末になる」と「架空予定」をリークし、主要6紙がこれを一斉に報道

3) 「架空議決日」を9月14日に急遽早めた

- ① 9月8日リーク直後、民主党幹部が「代表選開票前に議決したことにしてほしい」と要請(?)
最高裁も「もし小沢氏が総理になったら、その後の架空起訴議決はできない」と判断し、「架空議決日」を9月14日に前倒し。
- ② 議決日を急遽早めたことで、議決前に検察官を呼ぶアリバイ工作が不能になり、9月28日に斉藤検察官を検察審査会に呼んだ。斉藤検察官は議決したことを知らず、用意された人達に説明。
- ③ 10月4日、「9月14日に議決した」と発表
(急遽の議決をさとられないため、発表を遅らせた)
- ④ 急遽の議決を取り繕うため、読売・朝日に「9月に入って平日頻繁に審査会議を開いた」など嘘の情報をリーク。

4) 捏造報告書流出と捏造報告書誘導説を流布で、「審査員がいた」と思わせた

- ① 検察は、最高裁の意を受け(?), **何者か**に捏造報告書を提供。
- ② 小沢判決直前、**何者か**は週刊朝日に持ち込み、週刊朝日がこれを記事に。
- ③ 小沢判決直後、**何者か**はロシアサーバーを通し、検察を追及している活動家八木啓代氏宛に流出。
- ④ 八木氏らは「**起訴議決は捏造報告書の誘導による**」として検察追及を強めた。
- ⑤ 森ゆうこ議員は自著『**検察の罠**』の冒頭で、『**この議決は検察当局の捜査報告書の「捏造」という犯罪によって誘導されたものである**』と述べた。

国民、識者、議員達は、『**最高裁の罠**』に気づかない(?)